

第6号議案

2018年度財務諸表等案の総会付議及び経済産業大臣への提出について

(案)

1. 2018年度財務諸表等案(財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書)について、電気事業法第28条の33第4号及び第5号に基づき別紙1及び別紙2のとおり次回総会に付議する。

尚、別紙3監事の意見書を当該議案に添付する。

2. 前項の財務諸表等が、総会で議決された後、電気事業法第28条の49に基づき、別紙4により経済産業大臣に提出し、承認申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：2018年度事業報告書

別紙2：2018年度決算報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書

別紙3：監事の意見書

別紙4：2018年度財務諸表等承認申請書

2018年度事業報告書（案）

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

3. 会員の状況

2019年3月31日現在の会員数は、1,326事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者：10事業者
送電事業者：2事業者
特定送配電事業者：30事業者
小売電気事業者：589事業者
発電事業者：760事業者

4. 役員の状況

2019年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悦緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事(非常勤)	高木 佳子
監事(非常勤)	千葉 彰

5. 評議員の状況

2019年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ボストン コンサルティング グループ シニア・ パートナー&マネージング・ディレクター)
評議員	石川 義明	(石川金属機工株式会社 代表取締役社長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
評議員	大高 和雄	(株式会社毎日新聞社 論説委員)
評議員	大橋 尚司	(株式会社セブン-イレブン・ジャパン 取締役執行 役員)
評議員	倉貫 浩一	(読売新聞東京本社 編集委員)
評議員	鈴木 彩子	(早稲田大学国際教養学部 准教授)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連 携研究機構 教授)
評議員	夏目 智子	(全国地域婦人団体連絡協議会 幹事)
評議員	松岡 萬里野	(一般財団法人日本消費者協会 理事長)
評議員	松村 敏弘	(東京大学社会科学研究所 教授)
評議員	村上 政博	(成蹊大学法科大学院 客員教授)

評議員	山内 弘隆	(一橋大学大学院経営管理研究科 経営管理専攻 教授)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研 究所長)
評議員	横山 明彦	(東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネル ギー工学専攻 教授)
評議員	渡辺 毅	(株式会社みずほ銀行 専務執行役員)

6. 職員の状況

2019年3月31日現在の職員数は、160名である。

II. 2018年度における個別業務の実施状況

2018年度の業務実施状況は次のとおりである。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実にを行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入並びに一部業務の明確化等のための変更について、6月29日に経済産業大臣の認可を受けた。

また、系統接続契約において、滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていく等のための変更について、3月28日に経済産業大臣の認可を受けた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

2019年度供給計画の取りまとめについては、小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者（計1299事業者）から3月に供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。併せて、容量市場が機能するまでの間の確実な供給力の確保、容量市場開設後の供給計画の在り方、再生可能エネルギー大量導入の下でのレジリエンス強化に向けた調整力に関する意見を付して、3月29日に経済産業大臣に送付した。

（2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定的前提となる全国経済見通しを策定し、11月28日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、1月16日に公表した。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえた検討や実績検証を行った。

また、需要想定の在り方を踏まえて、供給区域ごとのレビューを行うとともに、公表資料の充実化を図ることで需要想定の一層の客観性及び透明性を確保した。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、2018年度夏季及び冬季の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給

に必要な供給予備率を確保できる見通しであることを確認した。併せて、2017年度冬季及び2018年度夏季の電力需給の実績についても検証し、電力の安定供給に必要な予備率を確保していることを確認した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者等で構成する「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」（以下「調整力等委員会」という。）において、平成30年度供給計画（原子力発電の再稼働による変更供給計画の届出を含む）の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析の結果、2019年度から2027年度までの期間についても供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、同期間を対象とした電源入札等の検討開始は不要と判断した。

また、2019年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析について、2019年度冬季の需給変動リスク分析についても供給計画の取りまとめの時期に前倒して実施した結果、2019年度から2028年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討開始は不要と判断した。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

制度設計と運営体制整備の両面から詳細検討を行った。

制度設計に関しては、有識者等で構成する「容量市場の在り方等に関する検討会」を国との共同事務局にて9回開催し、これまでの国の審議会における議論を踏まえて、オークション及び精算の考え方等について議論を行った。

運営体制整備に関しては、2020年度に初回オークションを行うことを念頭に、業務フロー・業務システムの設計や業務量想定を行い、システム発注に繋げるとともに、具体的な業務運営の検討を開始した。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

2021年度の需給調整市場創設に向け、市場運営等に係る詳細検討を行う「需給調整市場検討小委員会」を8回開催し、広域運用・広域調達、商品毎の市場開設時期、商品の要件、その他市場運営ルールの検討を行った。

また、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量、質、条件等の技術的検討を行うため「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」を9回開催し、調整力の区分、量、要件等とその調整力の広域的

な調達・運用に係る要件等に関する検討を行った。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針

「広域系統整備委員会」において8回の審議を行い、以下の取組事項の実現に向けた検討を行った。

①コネクト&マネージに関する取組

N-1電制の適用を前提とし接続する新規電源を対象とする「N-1電制先行適用」について、統一した考え方を取りまとめ公表した上で、10月1日より適用を開始した。

また、N-1電制本格適用及びノンファーム型接続の早期実現に向けて、諸外国の実態調査も踏まえ、その課題を整理し、今後の方向性や検討の優先順位について整理した。

②費用対便益評価を用いた増強判断基準に関する取組

地域間連系線増強の検討適否判断及び計画実施判断において、検討が必要となる便益項目と費用対便益評価の判断基準の具体化に向けた検討を行った。

併せて、流通設備効率の向上の取組により、複雑化、広域化することが予想される系統計画業務について、広域連系系統の課題や系統増強の必要性を費用対便益評価も含めて定期的に評価する仕組みの全体像を整理した。

③効率的なアクセス業務の在り方に関する取組

現状のアクセス業務における実務上の課題抽出を行い、それに代わる新たな検討プロセスとして、空容量のある系統への連系申込みに対しては、随時、受付後速やかに検討を実施する一方、空容量がなくなる系統への連系申込みに対しては、定められた期間に申込みれたものをまとめて検討する新たな方法について検討した。また、併せて公開情報の在り方についても検討した。

（2）広域系統整備計画

国の電力レジリエンスワーキンググループ中間とりまとめにおいて、北海道本州間連系設備整備後の更なる増強等について本機関で速やかに検討すべきとの国からの要請を受けて、計画策定プロセスを開始した。本検討については、新たに設置した「電力レジリエンス等に関する小委員会」で集中的に議論することとした。

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について、各種発注手続きの進捗に応じて「コスト等検証小委員会」を4回開催し、コスト等検証を行った。

また、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画については、年度末に特定負担者の辞退の申し出を受けたことから、2019年度に再検討を開始することとした。

(3) 系統アクセス業務の実施

①系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談61件、接続検討58件の申込みを受け付け、繰越分も含め、事前相談62件、接続検討41件への回答を行った。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による検証結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取組状況の確認等を進めた。

加えて、国からの要請を受け、確定した連系容量を取り消す場合の標準手続及び工事費負担金の支払い条件の変更に応じる場合の考え方について明確にするとともに、それらを公表し、系統アクセス業務の改善を図った。

②電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、系統増強対策を行うための工事費負担金を複数の系統連系希望者により共同負担する手続である電源接続案件募集プロセス（以下、電源募集プロセスという。）について、9エリアの電源募集プロセスが完了した。

また、電源募集プロセスの基本的な進め方を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者の電源募集プロセスに対する理解促進を図った。

③リプレース案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレース案件系統連系募集プロセス（以下、リプレース募集プロセスという。）について、基本的な進め方を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者のリプレース募集プロセスに対する理解促進を図った。

(4) 調整力及び必要予備力の在り方の検討

「調整力等委員会」を11回開催し、また、「電力レジリエンス等に関する小委員会」を設置し、調整力・予備力の在り方等の検討を行った。主な検討内容は以下のとおり。

- ①一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等
 - ・電源Ⅰの必要量

「供給予備力確保との関係」と「実需給断面で必要となる調整力との関係」を踏まえて、前年度と同様に、最大3日平均電力の7%を電源Ⅰとして確保することが適当であることを示した。

- ・電源Ⅰの必要量等

前年度と同様に、10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対する暫定的な対応として電源Ⅰ必要量を示した。

- ・電源Ⅱの事前予約

需給調整市場開設までの暫定対応として、エリア内の電源Ⅱを必要な時に十分活用するための方策として事前予約について検討し、事前予約はスポット市場以降の活用を原則としつつも、事後検証を行うことを前提にスポット市場前に行うことも認めることとした。

②必要供給予備力

全国の供給信頼度基準を現状の全国の必要供給予備力7%に相当する需要1kWあたりのEUE (Expected Unreserved Energy: 供給不足電力量の期待値)として設定する等、供給信頼度に関する考え方を整理した。また、必要供給予備力検討の残課題について検討するとともに、容量市場の制度設計に必要な検討について整理を進めた。

(5) 地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

①運用容量及びマージンの設定

6回の「運用容量検討会」及び4回の「マージン検討会」における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

運用容量の算出にあたっては、北陸フェンスの運用容量算出断面の細分化や中国九州間連系線の1回線停止時の電源制限の見直し等により運用容量を拡大した。

また、間接オークション導入に伴い、マージンの設定実績のある連系線については蓋然性のある値の範囲でマージンを設定する等、考え方の整理を行った上で、マージンを設定・公表した。

②連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実にを行った。

また、10月1日からの間接オークションの開始に伴い、連系線利用計画を廃止し、これに係る業務を停止した。

③間接オークションの開始

10月1日の間接オークション開始に向け、制度移行を円滑に行えるよう、経過措置計画、承認電源等などのルール概要の事業者向け説明会を2回開催し、広域機関システムの改修を着実にを行い、円滑に制度をスタートさせた。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を行うために提出する作業停止計画について、2019年度及び2020年度分の計画に加え、長期的な予見性を確保するため、2021年度において計画が具体化しており連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

また、複数事業者の発電制約が必要な作業停止については、発電設備容量(kW)に応じたプロラタ按分方式を基本的な考え方としつつ、運用と費用負担を区分した発電制約量売買方式として具体的な運用方法を議論して取りまとめた。従前の作業停止調整マニュアルを発展させ、パブリックコメント、説明会を経て、計画どおり10月からの運用開始を実現した。

(7) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用した。

「スイッチング支援に関する実務者会議」を8回開催し、議論等を踏まえて、2件のシステム改良、3回の運用マニュアル改正を行った。また、議論の概要及び取りまとめ結果を遅滞なく公表した。

(8) 情報通信技術の活用支援

情報通信技術の活用では、関係者の要望を踏まえて小売電気事業者の料金請求業務の効率化に向けて関係者と調整等を実施した。

サイバーセキュリティ対策では、会員向け啓発活動として自己診断ツールを展開し、報告を受けた。また、改善を要する会員に対して助言を行うとともに全会員に結果を情報提供した。

さらに、電力ISACに参加し、そこで得られたサイバー攻撃被害や情報システムの脆弱性等の知見を会員に提供した。

(9) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

間接オークション開始に伴って不要となった情報を削除し、予想潮流の公表等新たに必要となった情報を加えて公表した。

また、11月より各エリア及び全国大の供給実績についてグラフの公表を

開始した。

(10) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等によりの確な業務遂行に努めた。

また、広域連系系統での費用対便益評価等での活用を見据え、高機能でありかつ国内外で導入実績のある広域需給シミュレーションツールを新たに導入し動作確認を実施した。

(11) システム開発の実施

容量市場システムでは、実需給前までの機能開発に向けてプロジェクト計画の策定及び要件定義を行い、システム開発（一次開発）に着手した。

広域機関システムは、間接オークション対応に向けて、テスト工程を経て各種切り替え作業を実施、開発体制や品質管理、工程管理を適切に行い、導入対応を遅滞なく完了した。

また、新北海道本州間連系設備への対応、2019年4月からスタートする間接送電権発行に向けたシステム側の先行対応の準備を進め、ネガワット取引対応を含め、計画どおりに完了した。

また、情報システムの導入・改良等を適切に管理するため、「情報システム管理会議」を9回開催し、システム構築のプロジェクト計画や開発進捗状況を確認した。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

(1) 電気の需給の状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

需要実績との乖離の大きい事業者に注意喚起と再発防止策の提出要請を行った。さらに、計画適正化に向け、追加措置が必要と判断した事業者に対しては追加の回答書やヒアリング等により是正を求めた。

また、間接オークション導入に伴い、一部事業者において新ルールに対する認識齟齬により不一致を発生させた事象が確認されたため、是正を促して改善を図った。

(2) 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に係る検証

9月6日に発生した、北海道胆振東部地震に伴う大規模停電について、経済産業大臣より検証の指示を受け、「平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に係る検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、4回開催した。

「検証委員会」では、地震発生からブラックアウトに至るメカニズムを明らかにしつつ、ブラックアウトから一定の供給力確保までの手順が概ね妥当であることを確認した。その上で、「検証委員会」で想定した稀頻度事故、いわゆる最大規模発電所1サイト脱落のような事故に対して、ブラックアウトは起きないように対策が取り得るという整理を行い、停電規模抑制及び再発防止策を示した。

また、これらの内容を最終報告として取りまとめ、12月19日に公表した。

(3) レジリエンスの向上

「検証委員会」や国の電力レジリエンスワーキンググループでの議論等を踏まえて、電力レジリエンスに関する以下の事項について、2019年度春までを目途に一定の結論を得るよう検討を開始した。

- ①北海道本州間連系設備の更なる増強等検討
- ②更なる供給力等の対応確保策検討
- ③レジリエンスと再生可能エネルギー拡大の両立に資する地域間連系線等増強・活用策等の検討
- ④太陽光・風力発電機の周波数変動に伴う解列整定値等見直し
- ⑤停電コストの技術的な精査等

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

猛暑や震災等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、会員への指示を行った。

- ①7月18日（高気温による想定以上の需要増）
 - ・関西電力へ100万kWの受電指示。
 - ・東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力に対する送電指示を実施。
- ②9月7日から9月21日（北海道胆振東部地震による供給力低下）
 - ・北海道電力へ最大60万kWの受電指示。
 - ・東北電力、東京電力パワーグリッドに対する送電指示を実施。

③ 10月17日から18日（四国エリアの発電事業者の電源トラブルによる供給力低下）

- ・四国電力へ最大70万kWの受電指示。
- ・関西電力に対する送電指示を実施。

④ 1月10日（太陽光電源予測外れと気温低下による需要増）

- ・中部電力へ最大105万kWの受電指示。
- ・北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力に対する送電指示を実施。

九州電力からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、本機関設立後初の長周期広域周波数調整を行い、九州エリアの再生可能エネルギー発電設備の発生電力を中国以東のエリアへ送電した（56回実施した。）。

また、九州電力が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証し、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。加えて、2017年度九州エリアの離島にて実施された出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、予め定められた手続きに沿って公平に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。

一般送配電事業者の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を行った。

①需給ひっ迫融通指示訓練

- ・8月8日
- 夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

②下げ調整力不足対応訓練

- ・4月18日、8月21日

再生可能エネルギーの導入増加に伴う下げ調整力の不足を想定した、下げ調整力不足対応訓練を行った。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を22件受け付け、1件は対応継続中、21件は対応を終了した。

また、2017年度及び2018年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

指導、勧告の案件はなかった。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

①2017年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）

②2017年度までの電力系統に関する実績

③2017年度の系統アクセス業務に関する実績

④平成30年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題

⑤各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2019年度調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

(2) 調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

①容量メカニズムに関する調査

欧米における容量市場の制度設計（需要曲線の考え方、Net CONE（卸電力市場・調整力市場等の容量市場以外の収入を除く新規電源の参入コスト）の設定方法、市場監視の在り方等）について調査を行った。

②コネクト&マネージに関する調査

欧米におけるコネクト&マネージ（平常時の混雑管理、出力抑制に対する補償の状況等）について調査を行い、その報告書を取りまとめ公表した。

③需給調整市場に関する調査

欧米における需給調整市場の制度設計（導入背景、需給調整商品の設計、広域調達・運用、連系線での事前割当て等）について調査を行った。

④諸外国の停電事例に関する調査

諸外国における停電事例についての調査を行った。

(3) 災害等への対応

6月の大阪府北部地震、9月の北海道胆振東部地震、1月の熊本県熊本地

方地震及び2月の北海道胆振地方中東部地震に際して、防災業務計画に基づく警戒態勢発令及び警戒本部を設置し、需給状況等の情報収集に当たった。

特に9月に発生した北海道胆振東部地震に際しては、被災地域で発生した大規模停電に関して、国及び一般送配電事業者との情報共有に努め、電力融通指示など需給改善の対応を行った。また、本地震での対応を踏まえ、防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の見直し検討を行った。

また、3月に防災業務計画に基づく総合防災訓練を行い、非常災害対応本部の立上げ、需給改善のための指示及びリエゾン派遣等の訓練を行った。

さらに、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会等へ参加した。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時の会員への指示（4事象・25回）についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、報道機関等からの取材、問い合わせ対応を随時行うとともに、プレスリリース4回、記者向け勉強会2回、論説委員の懇談会1回を行った。

また、本機関紹介用のパンフレット及びDVDを全面改訂した。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウイルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行い、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規程の説明、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、2018年2月から運用開始したセキュリティログ監視システムを用いて、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する早期の検出と状況把握を行い、各種サイバー攻撃を防御できていることを確認した。

(3) バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者2名のほか、専門性をもったプロパー職員4名を中途採用した。

育成関係については、機関外の講師を招いて全職員対象の研修会を実施、新卒者は各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計43回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計3回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

2018年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	6,119,290	6,121,520	2,230	
会 費	11,000	13,230	2,230	会員数の増による
特別会費	6,108,290	6,108,290	—	
その他収入	1,265,932	1,248,632	△ 17,299	広域機関システム開発遅延損害金想定差による
前年度よりの繰越金	1,674,316	2,124,423	450,107	剰余見込想定差による
合 計	9,059,538	9,494,576	435,038	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2018年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
	前事業年度 からの 繰越額(再掲) B								
人件費	1,884,524	181,083	—	—	1,884,524	1,651,943	232,580	—	
役職員給与	1,565,491	128,447	—	—	1,565,491	1,383,977	181,513	—	
其他人件費	319,033	52,636	—	—	319,033	267,966	51,066	—	
租税公課	4,067	571	—	—	4,067	3,205	861	—	
固定資産関係費	4,266,256	1,023,266	—	—	4,266,256	3,779,122	487,133	—	
有形固定資産取得費	308,747	73,136	—	20,000	328,747	318,833	9,913	—	
無形固定資産取得費	3,943,672	938,558	—	△ 20,000	3,923,672	3,454,861	468,810	—	
修繕費用	13,837	11,571	—	—	13,837	5,427	8,409	—	
運営費	2,472,639	349,903	—	—	2,472,639	2,244,681	227,957	—	
支払利息	168,181	126,845	—	—	168,181	35,635	132,545	—	
予備費	263,871	193,052	—	—	263,871	—	263,871	—	
合 計	9,059,538	1,874,722	—	—	9,059,538	7,714,588	1,344,949	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	1,807	—	1,807	241	1,566	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	171	—	171	75	95	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	1,716	8,645	10,362	1,777	8,584	2023年度まで
合計	3,696	8,645	12,341	2,094	10,247	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2018年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2018年事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	8,790	8,645

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸借対照表

2019年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,583,286	流動負債	3,709,501
現金及び預金	1,785,557	未払金	73,213
未収金	20	未払費用	1,451,338
前払費用	21,993	短期リース債務	2,179,380
その他流動資産	775,715	預り金	5,569
固定資産	11,295,409		
有形固定資産	1,212,434	固定負債	6,422,558
建物	3,974	退職給付引当金	40,624
建物付属	61,719	リース債務	6,381,933
器具諸備品	199,179		
リース資産	947,512	負債合計	10,132,059
一括償却資産	48		
無形固定資産	9,930,739	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,302,286	利益剰余金	3,746,635
リース資産	7,628,236		
一括償却資産	216	純資産合計	3,746,635
投資その他の資産	152,235		
退職給付引当資産	40,624		
長期投資	111,610		
その他固定資産	-		
資 産 合 計	13,878,695	負債・純資産合計	13,878,695

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	6,406,507	経常収益	7,370,122
人件費	1,656,320	会費収入	6,121,490
運営費	2,400,523	一般会費	13,200
租税公課	3,205	特別会費	6,108,290
支払利息	35,635	その他収入	1,248,632
修繕費	5,427		
減価償却費	2,305,396		
当期純利益	963,615		
合 計	7,370,122	合 計	7,370,122

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) < - >の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 >の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 上期純利益については下期に使用するものであり、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1)リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3)有形固定資産の減価償却累計額

581,103千円

2. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

	単位:千円
賃借料	335,103
委託費	1,880,915
通信運搬費	30,785
消耗品費	49,698
旅費	42,560
研修費	9,984
雑費	51,475
運営費計	2,400,523

(3)重要な契約

システム開発等に係る経費として、当該開発の完了に伴い、翌事業年度以降約34億円のリース契約を締結する見込みである。

財 産 目 録

2019年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	1,785,557
未収金	会費請求分	20
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	21,993
その他流動資産	広域機関システム(要件定義・基本設計) 他	775,715
流動資産合計		2,583,286
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所内設備 他	3,974
建物付属 器具諸備品	電気・空調設備設備 他	61,719
リース資産	広域機関システム用、スイッチング支援システム用機器 他	199,179
一括償却資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	947,512
	事務所什器 他	48
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	2,302,286
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	7,628,236
一括償却資産	地図ソフト	216
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	40,624
長期投資	事務所敷金 他	111,610
固定資産合計		11,295,409
資 産 合 計		13,878,695
(流動負債)		
未払金	広域機関システム 他	73,213
未払費用	役職員給与 その他人件費 租税公課 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 雑費	532,865 109,727 0 7,399 795,210 113 3,514 402 2,103
預り金		5,569
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	2,179,380
流動負債合計		3,709,501
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	40,624
リース債務	広域機関システム、OAシステム	6,381,933
固定負債合計		6,422,558
負 債 合 計		10,132,059
純 資 産		3,746,635

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2018年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

2018年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2019年5月8日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 ⑩

監事 千葉彰 ⑩